

に対応したい。

産業衛生外来

連絡先 022-717-7732(外来) 022-717-7874(医局)

ホームページ <http://www.med.tohoku.ac.jp/org/cooperate/165/index.html>



職場の喫煙対策は法律で義務とされています

特色

産業医は、労働者の安全衛生管理について助言する立場です。地域では、普段一般診療に携わっている嘱託医が担っており、多岐にわたる産業医業務をすべてカバーすることは簡単ではありません。産業衛生外来は、その一助となるべく一般相談窓口として開設しているものです。診療中の病気が職業関連と判明するか、あるいはその疑いの場合、一般診療に加えて、職場環境の整備や就業措置が必要になります。また、労働安全衛生法に定められる特殊健康診断で、異常が認められた場合の対応には産業医の専門的な判断が必要になる場合があります。職場の喫煙対策や禁煙教育等についても産業医が職場に助言する立場です。お困りの労働者の症例のご紹介を通して、対応を一緒に考えていければと思っています。なお、当外来は産業医学の性質上、職場環境の整備に関するものや、疾病の予防等について担当いたしますが、紹介症例が必要な治療は他施設または他科で平行して行っていることを前提としていますので、あらかじめご了承下さい。



環境安全推進センター
産業医学分野
黒澤 一